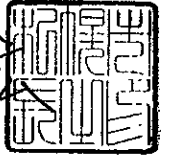


札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 28 日

札幌市長

秋 元 克 彦



札幌市条例第 3 号

札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例

札幌市市税事務所設置条例（平成 22 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 1 条中「及び個人の道民税」を「並びに個人の道民税及び森林環境税」に改める。
- (2) 第 2 条第 1 項の表中「札幌市中央区北 2 条東 4 丁目」を「札幌市中央区南 3 条西 11 丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第 1 条の改正規定は、公布の日から施行する。